

令和5年度札幌市教員長期社会体験研修実施要項

(目的)

第1条 今日の急速な社会変化の中で学校が諸課題に対応していくためには、学校の外にも視野を広げることが必要であり、教員が学校以外の施設等での体験を積み、これを通じて得たものの見方や考え方を学校教育に還元していくことが求められている。

このため、教員の学校以外の施設等における長期社会体験研修（以下「教員長期社会体験研修」という。）を実施し、資質の向上を図ることをもって学校教育の充実に資する。

(位置付け)

第2条 教員長期社会体験研修は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第3項に基づく研修として行うものとする。

(対象)

第3条 教員長期社会体験研修の対象者は、市立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教諭とし、在職期間（国立、公立又は私立学校の教諭として在職した期間の通算）が2年以上15年未満の者とする。但し、休職、停職、育児休業等が引き続き1年以上ある場合は、その期間の年数（1年未満の端数を切り捨てた年数）を在職期間から減ずるとともに、臨時的に任用された期間は在職期間に含まないものとする。

(研修期間)

第4条 教員長期社会体験研修の期間は、1年間とする。

(研修先施設等)

第5条 教員長期社会体験研修の研修先（以下「研修先施設等」という。）は、札幌市教育委員会が指定する、民間企業、社会教育施設等とする。

(派遣候補者の決定)

第6条 教員長期社会体験研修への派遣候補者は、応募者の中から札幌市教育委員会教育長が決定する。候補者の派遣決定については、国の財源措置等がなされた範囲で行うものとする。

(派遣決定者数)

第7条 派遣決定者（以下「研修者」という。）の数は、教育長が別に定める。

(研修内容)

第8条 教員長期社会体験研修の具体的な内容は、札幌市教育委員会と研修先施設等が協議して決定する。

(経費)

第9条 研修者は、派遣期間中、出張として扱うが、研修者の居住地から研修先施設等へ通勤手当を支給することとする。

2 研修者が研修先施設等の業務の遂行のために要した旅費等の経費については、研修先施設等が負担するものとする。

(研修者の服務の取扱い)

第10条 研修者の勤務時間は、研修先施設の関係規定を適用するものとする。

- 2 研修者の年次休暇等の承認については、研修者が研修先施設等の職員及び当該研修者の所属学校長に伝え、所属学校長が行うものとする。
- 3 病休等を取得する場合は、教育委員会の担当者、研修先施設等の職員及び所属学校長とで協議するものとする。
- 4 研修者は、研修先において知り得た秘密を、研修期間中はもとより研修終了後においても他に漏らしてはならない。

(研修期間中の災害に対する措置)

第11条 研修者が研修期間中に災害を受けた場合には、札幌市教育委員会において、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところに従い措置するものとする。

(研修の報告)

第12条 研修者は研修期間終了後、別に定める様式により、研修報告書を提出するとともに、教育委員会が指定する方法で成果を還元するものとする。

(協定の締結)

第13条 札幌市教育委員会は、必要があると認めるときは、研修先施設等と協定を締結するものとする。

(連絡協議会の設置)

第14条 教員長期社会体験研修を円滑に実施するため、連絡協議会を設置する。

- 2 連絡協議会の設置要項は別に定める。

(委 任)

第15条 この要項に定めるもののほか、教員長期社会体験研修に関して必要な事項は、札幌市教育委員会教職員担当部長が別に定める。